

## ビジョンシェア会員利用規約

### 第1条（総則）

本利用規約は、ビジョンオフィス株式会社（以下、「運営者」という）が運営する各施設（スタジアムプレイス青山・神田パークプラザ）において実施するビジョンシェアサービス（以下「本サービス」という）の利用について定めるものとします。

### 第2条（サービス内容）

- 1 本サービスとは、会員が専用シェアスペースを利用できる事を指し、施設利用にかかる費用は、入会金及び月額利用料9,900円（税込）とします。毎月の支払い方法は口座振替とします。
- 2 施設利用オプションサービスとは、運営者が提供する以下のオプションサービスの内容とします。利用にあたってはオプション毎に別途費用がかかります。
  - (1) a 住所レンタル・郵便物転送サービス（会員以外の宛名の郵便物はお受けできません）  
b 住所レンタル・郵便物受取・メールボックス利用サービス  
メールボックス利用サービスと郵便物転送サービスの併用はできません。  
郵便物転送サービスで転送できるサイズは、角2サイズで厚さ2cm以下のメール便対応が可能なものとなります。  
また、転送は週1回（最大月4回）となります。上記を超える場合は、実費となります。  
〔宅配便の一時預かり〕（神田パークプラザは除く）  
荷物到着案内メール送信後の翌日から3日（土日祝含む）以内無料で一時預かりします。  
但し、荷物の3辺の長さの合計が80cm以下の荷物でかつ常温保存が可能なものに限りです。  
4日目以降のお預かりは、1日につき保管料500円（税込）がかかります。  
尚、転送を希望される場合は、着払いでの発送となります（転送処理に1~2日かかる場合があります）
  - (2) 専用電話番号利用サービス
  - (3) 専用ファクシミリ番号利用サービス
  - (4) ロッカー利用サービス

### 第3条（利用契約の成立）

- 1 施設の利用を申し込む者（以下、「利用者」という）は本規約を承諾の上、運営者指定の入会手続きに基づき申し込みをするものとします。
- 2 運営者は利用者からの申し込みに対し、所定の審査を行います。
- 3 承認後、利用者より運営者指定口座へ入会にかかる費用を送金または決済が完了した時点で契約が成立します。

### 第4条（申し込みの拒絶）

申し込みが下記の何れかに該当する場合には、申し込みを不承認、あるいは承認後であっても取り消します。  
また、本条に該当した場合、お支払い頂いた申し込み料金等の返還は一切致しません。

- 1 申込書に虚偽の事実の記載があった場合。
- 2 犯罪収益防止法に基づく本人確認が出来ない場合。

### 第5条（利用者登録事項等の変更）

利用者は、下記の何れかに該当するときは、遅延なく変更を記載した書類、変更を証明する書類を運営者へ提出するものとします。

- 1 住所、氏名（法人にあっては当該法人の主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名）、電話番号等を変更したとき。
- 2 利用者が個人の場合、法人を設立したとき。
- 3 利用者が法人の場合、定款に変更が生じたとき。
- 4 利用者が施設にて法人登記を行うとき。
- 5 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等申立の事実が生じたとき。
- 6 銀行取引の停止又は差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等を受けたとき。
- 7 事業を停止、廃止、変更を行うとき。
- 8 利用者が法人の場合、解散又は合併の決議を行ったとき。
- 9 その他運営者が別途定めるとき。

### 第6条（禁止事項）

利用者は施設を利用するにあたり以下の行為をしてはなりません。また、法令に抵触する行為を行った場合、直ちに退会とします。

- 1 運営者、会員、施設内テナントに危険や迷惑を及ぼす行為。
- 2 火気・危険物・火薬・薬品・生き物（盲導犬は除く）等を施設内に持ち込むこと。
- 3 施設に居住・宿泊すること。
- 4 施設を利用する権利を第三者に譲渡又は利用させること。
- 5 施設内に造作・設置をすること。
- 6 運営者の許可なく施設内に広告物（チラシ・ポスター・案内板等も含む）等を設置すること。
- 7 その他運営者が運営に支障が生じると判断した行為。
- 8 レセプションホールでの無許可の写真撮影・ビデオ撮影・録音を行うこと。
- 9 音・振動・臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、または及ぼす恐れがあること。
- 10 運営者が指定した場所以外での喫煙。

## 第7条（施設利用の取消）

運営者は、利用者が以下の何れかに該当する場合、事前の通知・催告を要さずに施設の利用許可を取り消し、解約することができるものとします。

- 1 本利用規約及び運営者が定めた事項に違反したとき。
- 2 第5条3項から8項に該当する事由が生じた場合において運営者が必要と判断したとき。
- 3 第6条に規定する禁止行為を行ったとき。
- 4 公序良俗に反する事業を行っていることが判明したとき。
- 5 施設、設備・備品等を故意又は重大な過失により滅失・毀損・汚損したとき。又はその恐れがあると運営者が判断したとき。
- 6 虚偽申告等により施設内利用等の許可を受けたとき。
- 7 利用料金を2ヶ月以上滞納したとき。
- 8 利用の継続が不可能と運営者が判断したとき。
- 9 その他運営者が特に必要と判断したとき。

## 第8条（解約・退会）

- 1 契約手続完了後、翌月より2ヶ月間は解約・退会は出来ません。
- 2 会員からの解約・退会の申し出は書面によるものとします。毎月15日締とし、翌月末日に解約・退会が完了するものとします。  
申請日から退会完了日までのスケジュールは下記の例を参照ください。
- 3 オプションの解約も上記と同様となります。  
(例1) 退会申請日 2010年3月8日 退会完了日 2010年4月30日  
(例2) 退会申請日 2010年3月16日 退会完了日 2010年5月31日  
解約・退会完了日までの月会費及びオプション費は、返却できません。

## 第9条（解約・退会時の義務）

解約・退会時には、運営者が貸与した会員カードを退会日までに返却ください。返却がない場合、または紛失の場合は、その費用（5,250円）を請求いたします。

## 第10条（天災等による施設利用の終了）

天災、地震その他の事由により、施設を利用することが出来なくなった場合、当然に施設の利用は終了するものとし、会員が被った損害等について運営者は責を負わないものとします。

## 第11条（免責事項）

利用者は運営者が提供するサービスにつき、以下に記載する事項が起りえることを予め承諾し運営者はこれに対する責を負わないものとします。

- 1 郵便物、荷物の運配、未配が生じること
- 2 通信設備に一時的な障害が起りえること
- 3 運営者、管理者等の地位が第三者に移転すること
- 4 法令の改正、運営者の破産、その他止むを得ない事由によりサービスが停止、又は廃止されること
- 5 運営者都合での休館となること。

## 第12条（損害賠償事項）

- 1 利用者・参加者が当施設に持ち込んだ物品（貴重品を含む）等の盗難・破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず運営者は一切の責任を負いません。
- 2 その他、利用者が本規約に違反したことによって運営者が損害を被った場合には、その損害について全額賠償請求いたします。
- 3 運営者の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被り、利用者が運営者に対し、その損害の賠償を請求した場合は、運営者は受領した利用料金を限度として、賠償するものとします。ただし、利用者の損害の内、機会損失等の得べかりし利益については、運営者はその損害の責任を負いません。

## 第13条（会場利用割引）

会員の会議室利用価格は、運営者が提示する各部屋の価格（最新価格を適用）となります。別紙使用細則を参照ください。

## 第14条（本利用規約に定めなき事項）

- 1 会場・ホール利用時に関しては、各施設の規約に従うものとします。
- 2 本規約・上記規約に定めなき事項については、民法その他関係法令に従うものとします。

## 第15条（管轄裁判所）

運営者と利用者との間に係争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

平成22年2月1日 制定

平成22年5月18日 改定

平成23年9月5日 改定